

財団法人目黒寄生虫館公式サイトバナー広告掲載要綱

平成 23 年 8 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、財団法人目黒寄生虫館（以下、「当財団」という。）が公開する公式サイト上に掲載するバナー広告の扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公式サイトとは、当財団が管理するウェブサイト（ホームページ）をいう。
- (2) バナー広告とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）のホームページ等にリンクする機能を有する、画像または文字からなる情報をいう。

(規格等)

第 3 条 バナー広告の規格等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) サイズは縦 60 ピクセル×横 120 ピクセルとする。
- (2) ファイル形式は gif とする。ただしアニメーション gif、透過 gif は不可とする。
- (3) データ容量は 10kb 以下とする。
- (4) 原稿の作成は広告主が行い、作成にかかる経費は広告主が負担する。

(掲載場所)

第 4 条 バナー広告の掲載場所は、公式サイトトップページ右部とする。掲載位置は掲載時期の早い順に当財団が配置するものとし、広告主は掲載位置を指定できない。

2 バナー広告の掲載枠数は、最大で 6 枠を超えないものとする。

(掲載期間)

第 5 条 バナー広告の掲載期間は月初から月末までの 1 か月単位とし、継続を妨げない。

- 2 掲載開始時間および掲載終了時間は、掲載開始日もしくは終了日中とする。
- 3 掲載開始日または掲載終了日が財団の休日（博物館休館日）にあたる場合、当財団は広告主に事前通知の上で、予定日の前日または翌日に振り替えることができるものとする。

(掲載料金)

第 6 条 バナー広告の掲載料金は、1 枠あたり月額 8,400 円（税込）とする。

2 掲載の決定した広告主は、当財団の指定する期日までに前項に定める掲載料金

に申請した掲載期間を乗じた金額を納入する。

(バナー広告の図案の制限)

第 7 条 バナー広告の図案における全部又は一部の表現が、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を許可しない。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」「戻る」「アラートマーク」などの表現
- (2) 「テキストボックス」「ラジオボタン」「プルダウン」など、サイト閲覧者が入力や操作が可能だと誤解させる画像
- (3) 当財団のマークや画像を利用するなど、当財団の事業活動または当財団が推奨する活動と錯誤するおそれのある表現
- (4) その他、サイト閲覧者の意思に反したり、誤解を与えたりする可能性があるとき当財団において判断される表現

(バナー広告の内容等の制限)

第 8 条 バナー広告又はリンクするホームページの内容又はバナー広告の掲載を希望する者の事業主体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を許可しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治活動または宗教活動に関するもの
- (4) 個人・団体による意見広告、および個人の名刺広告
- (5) 誇大表現を含むもの、虚偽又は内容が不明確であるもの
- (6) 風俗営業、または風俗営業に類似した業種に関するもの
- (7) 消費者金融、貸金業に関するもの
- (8) 賭博、ギャンブル行為に関するもの
- (9) 医療の類似行為や、医学的な効能を謳う食品等に関するもの
- (10) その他、当財団が掲載するバナー広告として不適当だと認められるもの

(申込み及び決定)

第 9 条 バナー広告の掲載を希望する者は、別添の「財団法人目黒寄生虫館公式サイトバナー広告掲載申込書」を当財団に提出する。

2 当財団は、前項の規定により申込みを受けたときは、前条の規定に基づき掲載の可否を決定し、結果を申込者に通知するものとする。ただし、当財団が、提出を受けたバナー広告の図案が第 7 条の規定に反すると判断した場合に相当期間内にその修正を求め、申込者がこれに応じたときはその限りでない。

3 バナー広告の掲載申込みが第 4 条第 2 項の規定で定められた枠数を超えた場合、公益性並びに教育性の高いバナー広告を優先させるものとする。また、優先順位が

同一である場合には、申込み順とする。

(掲載の中止)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、当財団はバナー広告の掲載を中止又は掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 掲載料金の納付が指定期日までに確認できなかったとき。
- (2) 広告原稿の提出が指定期日までに行われなかったとき。
- (3) 広告主が掲載の取り下げを申し出たとき。
- (4) 広告主が倒産等により経済的な信用の不安を生じたとき。
- (5) 広告主が社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき。
- (6) 第8条又は第9条に違反する事由が判明した場合その他バナー広告の掲載について不適切な事由が認められたとき。
- (7) 当財団の運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

(掲載料金の返金)

第11条 納付を受けた掲載料金は原則として返金しない。ただし前条第7号に該当する場合は、広告主との協議によりその取扱いを定めることとする。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、掲載された広告内容について一切の責任を負う。

2 第三者から広告に関する苦情の申し立て、又は損害賠償の請求がなされた場合は、広告主の責任において解決しなければならないものとする。

(免責事項)

第13条 広告主は、次の各号の理由によりバナー広告が停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

- (1) 公式サイトの更新のための停止
- (2) サーバー等の障害や点検等による停止

2 当財団は、前項の理由により公式サイトの停止期間が認められた場合、広告主へ通知の後、補填のため掲載期間を延長することができる。ただし、広告主は掲載料金の返還および損害賠償等を当財団に請求することはできない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は当財団理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。